

那霸市教育委員会会議録

平成30年度（2018年度）第2回（定例会）

署名人 喜屋武 裕江

教育長 田端一正

開催日時 平成30年（2018年）4月26日（木） 開会 午後2時00分
閉会 午後3時05分

開催場所 那霸市役所11階 1101A・B会議室

出席者

[教育長・教育委員]

田端一正教育長、本仲範男委員、比嘉佳代委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員

[事務局職員]

【生涯学習部】屋比久猛義部長

(総務課) 仲程直毅課長、森田勝副参事、加藤和歌子主査、平安真希子主査

【学校教育部】奥間朝順部長、森田浩次副部長

(学校教育課) 馬上晃課長、名嘉めぐみ指導主事

議事日程

1 報告1 教育長が臨時代理したことについて 【総務課】

2 議案第1号 教科用図書那霸採択地区協議会規約の承認について 【学校教育課】

会議録作成（総務課）平良俊弥主査

- 田端教育長 ハイサイ それでは平成30年度第2回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の会議録署名は、喜屋武委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。
- 本日、報告1「教育長が臨時代理したことについて」は、予算に関する案件があるため、非公開とすることが適当であると思われます。報告1を非公開としてよろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 田端教育長 異議なしとのことであります。それでは非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

- 田端教育長 非公開を解きます。それでは続いて、議案第1号「教科用図書那覇採択地区協議会規約の承認について」を議題といたします。奥間学校教育部長、お願いします。
- 奥間部長 議案第1号「教科用図書那覇採択地区協議会規約の承認について」、教科用図書那覇採択地区協議会規約について、別紙のとおり承認をする。平成30年4月26日提出。教育長 田端 一正。提案理由 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項に基づき、協議会構成市町村の教育委員会として、教科用図書那覇採択地区協議会規約について、承認する必要があるため、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第13号に基づき、この案を提出するものでございます。詳細につきましては、学校教育課担当から説明を行います。
- 田端教育長 はい、馬上学校教育課長、お願いします。
- 馬上課長 教科用図書那覇採択地区協議会規約の改正について、3月29日の教育委員会会議で協議いたしましたが、概要につきまして、再度ご説明いたします。昨年度は小学校道徳の教科用図書採択があり、浦添市が教科用図書那覇採択地区協議会の事務局を担当しておりました。教科用図書那覇採択地区協議会規約に従って採択がなされ、教育出版社の教科書に決定しております。採択後にマスコミから問題のある偏った教科書を採択されているとの報道があり、その後、一部団体から教育出版社教科書が採択された経緯に関する意見書等が出されました。更に12月の那覇市議会においても質問があり、教科書採択に係る情報公開に関して、協議会の会議の公表と選定委員会の委員名の公表について、今後、検討するという答弁を行っております。このように事務局の浦添市教育委員会と調整を行って参りました。本年度は中学校の道徳教科書の採択、そして平成31年度は、小学校の全教科の教科用図書の採択が予定されています。今後の採択に当たっては、協議会の会議の公表と協議会の委員名の公表について、どのように対応していくのかが、課題として挙げられます。具体的には、前年度までの教科用図書那覇採択地区協議会規約は、教科用図書那覇採択地区協議会の中に、理事会、選定委員会、研究会の組織があり、役割もそれぞれ分担され、採択に至る過程に

おいても、外部の方には非常にわかりにくい内容となっていました。また、旧規約では、理事会、選定委員会の会議は、基本的に公開となっているため、非公開にする際の理由の根拠について、不明確であるという点が指摘されております。これらの課題への対応として、まず教科用図書那覇採択地区協議会の規約を改正し、採択地区協議会の会議の公開や選定委員会の過程についても、外部の方から見てもわかりやすく、より透明性の高い教科用図書選定を行うための内容となっております。規約についての説明を担当の方から申し上げます。

田端教育長　　はい、名嘉指導主事、どうぞ。

名嘉指導主事　それでは読み上げていきたいと思います。教科用図書那覇採択地区協議会規約をご覧ください。教科用図書那覇採択地区協議会規約の全部を改正する。第1章　総則（目的）第1条　この採択地区協議会(以下「協議会」という。)は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定に基づき、那覇採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。(名称)第2条　協議会は、教科用図書那覇採択地区協議会という。(協議会を設ける市町村の教育委員会)第3条　協議会は、次に掲げる市町村の教育委員会(以下「関係市町村教育委員会」という。)が、これを設ける。(1)浦添市教育委員会、(2)那覇市教育委員会、(3)久米島町教育委員会、(4)南大東村教育委員会、(5)北大東村教育委員会。第2章　組織第4条　協議会は、委員10人以内をもって組織する。(委員)第5条　委員は、次に掲げる者を持って充てる。(1)関係市町村教育委員会の教育長、(2)浦添市教育委員会、那覇市教育委員会がそれぞれ指名する教育委員各1人、(3)浦添市教育委員会の教科用図書事務担当課長等1人、那覇市教育委員会の教科用図書採択事務担当課長等2人。次のページにいきます。2項　委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。3項　教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることはできない。(会長)第6条　会長は、関係市町村教育委員会が協議して定めた市町村の教育委員会の教育長である委員をもって充てる。2項　会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の在任期間とする。(会長の職務代理)第7条　会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する。(事務局)第8条　協議会の事務は、会長が所属する教育委員会において処理する。第3章　会議　(会議の招集)第9条　協議会の会議は、会長が招集する。2項　委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。3項　会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。(会議の運営)第10条　協議会の会議は、委員の半数が出席しなければ、開くことが

できない。委員が協議会に出席できない場合は、委任状をもって出席したものとみなす。2項 会長は、協議会の会議の議長となる。3項 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。4項 会議は、原則、公開する。ただし、会議を公開することにより、公正、かつ円滑な審議に支障が生じると認められるときは、会議に諮って公開しないことができる。次ページにいきます。(教科書の選定の方法)第11条 教科用図書選定は、第13条第3項の報告及び沖縄県教育委員会が作成した選定資料を参照し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。2項 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。3項 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。4項 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり投票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。(選定した教科用図書の通知)第12条 前条の規定により、教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市町村教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。第4章 調査員 第13条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調査員を置く。2項 調査員は、小学校及び中学校別に設置し、次に掲げる人数を上限とする。小学校の種目に係る調査員44人、中学校の種目に係る調査員59人。3項 調査委員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。4項 調査員は、資料を作成する際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、教員や保護者等の意見を参考にする。第5章 議事録及び資料の公表 第14条 協議会の会議の議事録及び前条第3項の資料については、関係市町村教育委員会において、教科用図書を採択した後、公表する。次ページ行きます。第6章 経費の支弁の方法 (経費)第15条 協議会に要する費用は、各関係市町村の協議により決定した額について、関係市町村が負担する。(会計監査)第16条 協議会の会計監査は、事務局以外の関係市町村教育委員会の中から、会長が指名する。(会計年度)第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。附則 この規約は、平成30年5月1日から施行する。以上となっております。

田端教育長 それでは、この件について、ご質問、ご意見がありましたら、お願いいいたします。
はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 今、説明していただいた採択地区協議会規約については、協議会を構成する市町村教育委員会、例えば、浦添、久米島、南大東、北大東、この各教育委員会にも規約の

承認が必要になってくるわけですよね。これもこれからですか。

田端教育長 はい、馬上学校教育課長、どうぞ。

馬上課長 今現在、各市町村の方で行っている最中でございます。

田端教育長 はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 並行して、これやっているという話ですけれども、例えば、去年と違った所がありますよね。例えば投票という言葉が出て来ていますよね。そういうふうなものも、いわゆる調整をしながら、進んでいるということですか。

田端教育長 はい、馬上学校教育課長、どうぞ。

馬上課長 現在、その内容も含めて確認しながら検討している所でございます。

田端教育長 はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 この説明をぜひやってほしいなと思います。これをちょっと説明してもらわないと、次の質問が出てこない。

田端教育長 名嘉指導主事、どうぞ。

名嘉指導主事 それでは、教科用図書那覇採択地区協議会組織図(案)をご覧ください。まず左側に事務局、協議会の事務は、会長が所属する教育委員会に置いて処理すると第8条に書かれております。採択地区教育委員会と連絡調整をとりながら、事務局が運営を行っていきます。採択地区教育委員会は、浦添市教育委員会、那覇市教育委員会、久米島町教育委員会、南大東村教育委員会、北大東村教育委員会の5市町村教育委員会で構成されております。右下の解説をご覧ください。まず①、浦添市教育委員会及び那覇市教育委員会から教育委員を各1名指名し、2号、3号委員を協議会に報告するということですが、2号の委員というのが浦添市、那覇市からそれぞれ指名を受けた教育委員にあたります。次に解説の②にいきます。協議会は、教科用図書調査を調査員に依頼します。そして③です。調査員は事務局を介して、協議会へ報告します。

田端教育長 休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

田端教育長 それでは再開いたします。名嘉指導主事、どうぞ。

名嘉指導主事 ④から続けます。地区協議会で、採択する教科書を決定した後、採択地区教育委員会へ、これを通知し、この日をもって公表とします。また、採択地区教育委員会は、各教育委員会会議で教科用図書を採択してもらうことになります。よろしいでしょうか。

田端教育長 はい、流れについては、今、名嘉指導主事からあったとおりであります。その他に、ご意見、ご質問等をお願いいたします。はい、喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 第4章が調査員について、お尋ねします。調査員の皆さまは、どういう基準で、どんな方が調査員の候補になるのか。また、氏名とか、所属の公表の有無とかも教えて

いただきたいと思います。

田端教育長 はい、馬上学校教育課長、どうぞ。

馬上課長 調査員に関しましては、学校の、今回は道徳ですので、道徳に、やはり見識のある、これまでの実績等を見まして、分析等できる方を調査員として選定したいと思います。そしてその中で、実際に分析等を行うわけですが、後でその委員の氏名の公表については、採択地区協議会の方に諮って、公表するかどうかを決めていただきたいと思います。その理由は、様々な圧力とか、不利益を被るという点が以前からずっと言われておりますので、その辺も考慮した形で協議会の方では、判断していただきたいと思っております。

田端教育長 はい、他にありますでしょうか。はい、平良委員、どうぞ。

平良委員 この調査員の方なんですかけれども、第13条の4項ですかけれども、調査員は、資料を作成する際に、より幅広い視点からの意見を反映させるために、教員や保護者等の意見を参考にするという部分があるんですけれども、学校の先生方は、そういう形で意見をお伺いするのは、割とスムーズに行くとは思うんですけど、保護者に関してはどういう形で意見をお伺いするのでしょうか。

田端教育長 はい、馬上学校教育課長、どうぞ。

馬上課長 教科用図書の展示会を開きまして、各学校やこちらの市役所でも行います。展示会場で、教職員やあるいは保護者、あと地域の方々からの意見を集めようと考えております。

田端教育長 はい、他にありませんでしょうか。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 この公表に関してですかけれども、調査員とかの公表に関してですが、これについては、いわゆる公開を原則とするというふうになっているので、今、馬上学校教育課長からは、公表については協議会に諮ってとの話をされていましたよね。原則公表することではなかったわけですか。

田端教育長 はい、馬上学校教育課長、どうぞ。

馬上課長 協議会の委員に関しましては、公表という形で進めて行きたいと考えます。ただ、調査員に関しましては、学校現場の先生方になりますので、今後のやっぱり圧力とか、そういう形の不利益を被らないようにするために、協議会の方で諮っていきたいと考えております。

田端教育長 はい、屋比久生涯学習部長、どうぞ。

屋比久部長 補足しますと、会議の運営の所の、第4項で「会議は、原則、公開する。」となっています。会議を公開したら、会議に出ていたりする委員は公開されるんです。でも、調査員は会議に出るわけではなくて、報告書を出すだけです。

田端教育長 はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 ここまでわかるんですが、この調査員に関しての公表については、協議会に諮つ

てからという話をしていましたよね。この辺の線引きがちょっとわからないんですけれども。

田端教育長 休憩いたします。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

田端教育長 再開いたします。他にご質問等、ございませんでしょうか。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 これ今、当日配布のこの資料からすると、ちょっと確認ですけれど、真ん中の二重線で囲んである部分の、委員の数は、10人以内で組織するとあるんですけど、これからすると、大体、何名になるのかな。10名になるのかね。

田端教育長 はい、馬上学校教育課長、どうぞ。

馬上課長 10名を予定しております。

田端教育長 はい、他にありますでしょうか。はい、平良委員、どうぞ。

平良委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、公表の手段としては、どういう形の公表なんですか。議事録と調査員の資料とかというのを、採択後に公表とあるんですけども。公表する手段というか、そういうのは、どういう形ですか。

田端教育長 馬上学校教育課長、どうぞ。

馬上課長 これまでと同じような形で、各市町村の公文書公開条例に基づいて、文書の公開請求を行っていただいて、それに合わせた形で、こちらから文書を出しております。今回もその予定で考えております。

田端教育長 はい、他にはないでしょうか。はい、それでは、議案第1号「教科用図書那覇採択地区協議会規約の承認について」は、原案のとおりで、承認してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 異議なしとのことです。議案第1号「教科用図書那覇採択地区協議会規約の承認について」は、承認され、議決されました。

以上を持ちまして、平成30年度第2回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。

案件の審議結果

| | | |
|-------|-------------------------|---------|
| 議案第1号 | 教科用図書那覇採択地区協議会規約の承認について | 原案どおり可決 |
|-------|-------------------------|---------|